

(2) 利用実態

- これらのサービスにおける実際の活動実態を見ると、要支援及び要介護1の軽度者については、両者ともに、主として、集団活動により、「健康維持・体操」、「ゲーム」、「会話・語らい」、「音楽」といった活動（いわゆるアクティビティ等）が実施されている。

※通所介護・通所リハにおける主な活動内容

- 健康維持　　：体操：歩行訓練、ストレッチ、リハ体操など
- ゲーム　　：手指を使うゲーム、風船バレー、輪投げなど
- 会話・語らい：談話、回想法など
- 音楽　　：カラオケ、音楽鑑賞など

- また、「入浴」、「送迎」について、通所介護・通所リハの利用件数に占めるこれらのサービスの利用件数の割合を見ると、以下のとおりであり、軽度者の多くにおいてこれらのサービスは利用されている実態がある。

※「入浴」及び「送迎」の利用実績

（「介護給付費実態調査（平成17年5月審査分）」のサービス利用件数に占める入浴加算、送迎加算の算定件数の割合を示したもの。）

①「入浴」

通所介護：要支援が59%、要介護1が69%
通所リハ：要支援が47%、要介護1が59%

②「送迎」

通所介護：要支援が91%、要介護1が93%
通所リハ：要支援が88%、要介護1が91%

(3) 利用実態を踏まえたサービスの機能

- こうしたサービスの利用実態を踏まえると、現行の通所介護及び通所リハビリテーションにおいては、
 - ①法令において主たる機能として位置付けられているかどうかの違いはあるものの、一定時間要介護者等を預かることに伴い、必然的に発生する日常生活上の世話といった、サービスを提供する上での基盤となる機能を共通的なものとし、
 - ②こうした機能に併せ、それぞれのサービス特有の機能として、機能訓練やリハビリテーションが想定されているところである。

2. 通所系サービスに対する国会等からの主な指摘

- こうした通所介護及び通所リハビリテーションの実態も踏まえつつ、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションに関して国会等からは、以下のような指摘等がなされているところである。

(1) 介護保険部会報告書

- 現行の通所介護、通所リハビリテーションについては、通所系サービスとして一元化を図るとともに、例えば、「リハビリテーション中心型」、「痴呆対応型」、「日常生活活動中心型」など機能別に類型化し、基準・報酬の設定について機能に応じた見直しを行う必要がある。

(2) 高齢者リハビリテーション研究会報告書

- 通所リハビリテーションについては、これまで必ずしもその効果について十分に評価がなされないまま実施されてきたという側面がある。今後は、真に有効なりハビリテーションを提供していく観点から、日常生活活動の自立と社会参加の向上を支援するリハビリテーション機能そのものについては強化するとともに、必要な時期に期間を定めて提供するなど、その機能の在り方を検討する必要がある。

- 通所サービスには、通所リハビリテーションと通所介護があるが、介護者の休息や閉じこもり対策などの通所介護と同様の機能の提供にとどまっている通所リハビリテーションについては、見直しを検討する必要がある。

(3) 国会における主な質疑内容

- 新たな介護予防サービスについては、高齢者の保健医療福祉の専門家によって構成される「介護予防サービス評価研究委員会」において、有効性の観点から介護予防サービスに関する国内外の文献を評価・検討した結果、有効性が確立しているプログラムとして、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」を新予防給付に導入することが適当と考える。

- 既存のサービス事業者は、必ずしも筋力向上トレーニング等の新たなサービスを提供しなければならないものではなく、これらの新しいサービスを行わないからといって、介護予防サービス事業所の指定を外されることはない。

- 筋力向上トレーニングを含む「運動器の機能向上」については、主として通所介護や通所リハビリテーションなどの通所系サービスにおいて実施することを考えているが、その実施に当たっては、基本的にはこれらの通所系サービスに従事している人材を活用していくことを想定している。

○「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等の新たなメニューは、主として介護予防通所介護等の通所系サービスで実施することを想定しており、予防通所介護事業所などにおいて利用者のニーズに応じて、これら新たなサービスのみを単独メニューとして提供することも可能であると考えている。また、現在の介護サービス事業者で働いている介護従事者も、事業者が必要な基準を満たせば介護予防サービスを提供できる。

(筋力向上トレーニング)

○筋力向上トレーニングのマシンの費用について個別に介護報酬とはしない。また、新しい資格制度を創設することはしない。

○介護予防通所介護においては、現行の通所介護をより機能訓練的な内容に再編成するとともに運動器の機能向上などの新たなメニューを追加することを考えているところであり、筋力向上トレーニングについては、あくまで介護予防通所介護のメニューの一つとして行われることになると考えている。

(口腔機能の向上)

○口腔機能の向上は、基本的には既存の通所系サービス事業所において、専門的知識、技術等を兼ね備えた歯科衛生士や言語聴覚士等が、対象者のニーズに応じたサービスを提供していくこととする。

(栄養改善)

○栄養改善は、高齢者の栄養状態の維持及び改善と食生活の自立を促す観点から、通所サービス等を利用して管理栄養士が、①個人ごとの栄養状態に基づく、栄養改善計画の作成、②それにに基づく個別の食事指導、③さらに必要な栄養改善に関する情報提供等を行う。

3. 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションの内容に係る検討課題

(1) 基本的考え方

- 「介護予防通所介護」及び「介護予防通所リハビリテーション」については、法律上、以下のような定義付けがなされている。

(参考) 介護予防通所介護・介護予防リハビリテーションの法律上の定義

介護予防通所介護

居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省で定める期間にわたり、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

介護予防通所リハビリテーション

居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

- こうした法律上の定義を踏まえると、「介護予防通所介護」及び「介護予防通所リハビリテーション」における基本的な機能の体系は、
 - ①サービスを提供する上での基盤となる「共通的な機能」として、一定時間要介護者等を預かることに伴い必然的に発生する日常生活上の支援等、
 - ②各サービスの「特有の機能」として、機能訓練やリハビリテーション等を位置付けることとしてはどうか。
- その際、介護予防サービスであることを踏まえ、
 - ①「共通的な機能」においては、
 - ・個々の利用者のケアプラン上に課題として位置づけられた生活行為の改善を目的とした「生活行為向上支援（仮称）」を付加し、
 - ②「特有の機能」においては、
 - ・各サービス特有のメニューとして、「介護予防通所介護」では介護予防に資するアクティビティ等、「介護予防通所リハビリテーション」ではリハビリテーションを位置付け、
 - ・また、両サービスで等しく提供されるメニューとして、介護予防の観点か

らその効果が確立されている「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」を設けることにより、サービスを構成してはどうか。

③さらに、個々の利用者のニーズ等に応じて、上記のメニューを選択することとしてはどうか。((2) 参照)

(2) サービスの基本的構造のイメージ

○ 「介護予防通所介護」「介護予防通所リハビリテーション」においての基本的な構造としては以下のように考えられるのではないか。

1. 共通的なサービス

各サービスにおける共通的な基盤として、次のように考えられるのではないか。

・基本的なサービス：

日常生活上の支援等、介護予防サービスを行う中で主たるものではないが必然的に提供されるものに該当する。

・生活行為向上支援（仮称）： 別紙1 別紙2

「生活行為向上支援（仮称）」とは、介護予防ケアマネジメントを通じて目標として設定された「するようになる生活行為」を当該予防通所サービス計画上に位置付け、その実現にむけた「できる生活行為」の訓練を行うとともに、その維持向上を図るため、実生活で現に「している生活行為」に対する支援等を行い、在宅生活への定着をめざすものが該当する。

2. 選択的なサービス

上記に加え、次のようなメニューを選択することが考えられるのではないか。

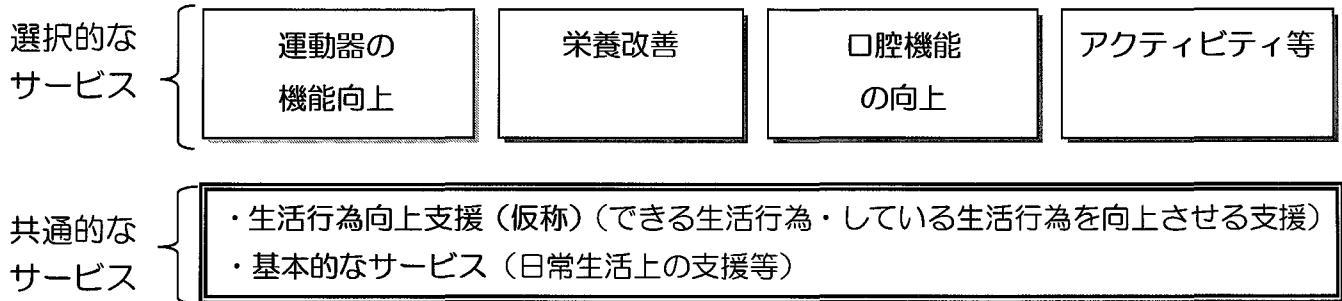
介護予防通所介護

- ・運動器の機能向上
- ・栄養改善
- ・口腔機能の向上
- ・アクティビティ等：現行の通所介護で提供されている主として集団活動に関するメニューのうち、介護予防に資すると考えられるものが該当する。

介護予防通所リハビリテーション

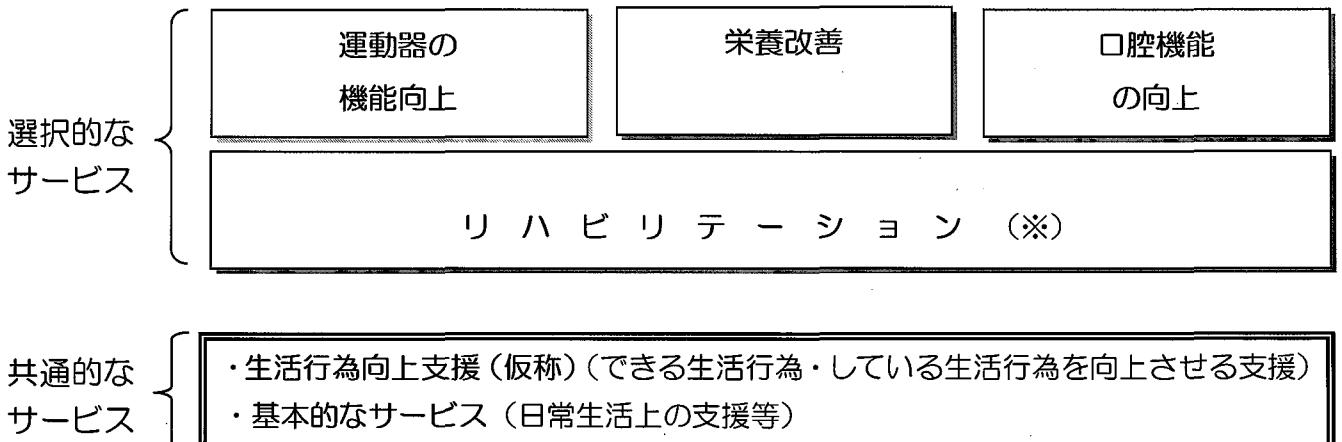
- ・運動器の機能向上
- ・栄養改善
- ・口腔機能の向上
- ・リハビリテーション

「介護予防通所介護」のサービスイメージ（基本的構造）



- 共通的なサービスに加え、選択的なサービスを上記のうち単独あるいは複数組み合わせることが考えられる。

「介護予防通所リハビリテーション」のサービスイメージ（基本的構造）



- 共通的なサービスに加え、選択的なサービスを上記のうち単独あるいは複数組み合わせることが考えられる。

（※）「介護予防通所リハビリテーション」の定義を踏まえ、リハビリテーションはサービスの実施にあたって必ず実施されるものとする。